

埼玉県議会議会運営委員会  
委員長 鈴木 聖二 様

2007年12月11日  
日本共産党埼玉県議会議員団  
柳下 礼子

### 近藤善則議員に対する辞職勧告決議に関する申し入れ

今春の埼玉県議会議員選挙で公職選挙法違反（買収・事前運動）の罪に問われた西第5区の近藤善則議員の控訴審判決が去る11月29日、東京高裁であり、同高裁は懲役2年・執行猶予5年を言い渡したさいたま地裁の一審判決を支持し、近藤被告の控訴を棄却した。

近藤被告は控訴審で、現金5万円入りの祝儀袋をふじみ野市議5人に渡し、1人に渡そうとした行為について「自民党上福岡支部から推薦料として交付したもので、買収金ではない」と主張してきたが、東京高裁は判決理由のなかで「推薦料は今まで例がない。推薦依頼もなく、手続きも取られていない」「（推薦料は）単なる名目に過ぎず、選挙運動の買収金なのは明らか」と述べ、捜査段階で買収金と認めた近藤被告の供述についても「客観的事実に沿い、十分信用できる」として近藤被告の主張を明確に退けた。

近藤被告が逮捕・起訴の段階で議員を辞職しないばかりか、さいたま地裁の有罪判決にも従わず東京高裁に控訴し、その控訴審でも有罪の判決が出たにもかかわらず、未だに県議会に居座りつづけていることは本県議会の権威と名誉を著しく失墜させる行為であり、本県議会の「政治倫理綱領」及び「政治倫理規程」を蔑ろにするものとして厳しく指弾されなければならない。

かかる状況下においては、今定例会において「政治倫理規程」に基づいて近藤善則被告に対する辞職勧告を速やかに決議し、政治倫理に対する本県議会としての確固たる姿勢を示すことが求められている。

よって貴職におかれては、近藤議員に対する辞職勧告決議の実現に向けて積極的な役割を發揮されるよう強く申し入れるものである。

以上

各会派代表 様

2007年12月11日  
日本共産党埼玉県議会議員団  
柳下 礼子

### 近藤善則議員に対する辞職勧告決議に関する申し入れ

今春の埼玉県議会議員選挙で公職選挙法違反（買収・事前運動）の罪に問われた西第5区の近藤善則議員の控訴審判決が去る11月29日、東京高裁であり、同高裁は懲役2年・執行猶予5年を言い渡したさいたま地裁の一審判決を支持し、近藤被告の控訴を棄却した。

近藤被告は控訴審で、現金5万円入りの祝儀袋をふじみ野市議5人に渡し、1人に渡そうとした行為について「自民党上福岡支部から推薦料として交付したもので、買収金ではない」と主張してきたが、東京高裁は判決理由のなかで「推薦料は今まで例がない。推薦依頼もなく、手続きも取られていない」「（推薦料は）単なる名目に過ぎず、選挙運動の買収金なのは明らか」と述べ、捜査段階で買収金と認めた近藤被告の供述についても「客観的事実に沿い、十分信用できる」として近藤被告の主張を明確に退けた。

近藤被告が逮捕・起訴の段階で議員を辞職しないばかりか、さいたま地裁の有罪判決にも従わず東京高裁に控訴し、その控訴審でも有罪の判決が出たにもかかわらず、未だに県議会に居座りつづけていることは本県議会の権威と名誉を著しく失墜させる行為であり、本県議会の「政治倫理綱領」及び「政治倫理規程」を蔑ろにするものとして厳しく指弾されなければならない。

かかる状況下においては、今定例会において「政治倫理規程」に基づいて近藤善則被告に対する辞職勧告を速やかに決議し、政治倫理に対する本県議会としての確固たる姿勢を示すことが求められている。

よって貴会派におかれては、近藤議員に対する辞職勧告決議の実現に向けて尽力されるよう強く申し入れるものである。

以上